

平成26年度システム改修の概要 (申請者向け)

(※お知らせ) システム改修以降に発生している不具合状況について

- (1) システム改修に伴う全体概要
- (2) システム改修の改良ポイントと留意事項
- (3) その他(スケジュール)

平成27年4月24日

関東地方整備局 道路部 交通対策課

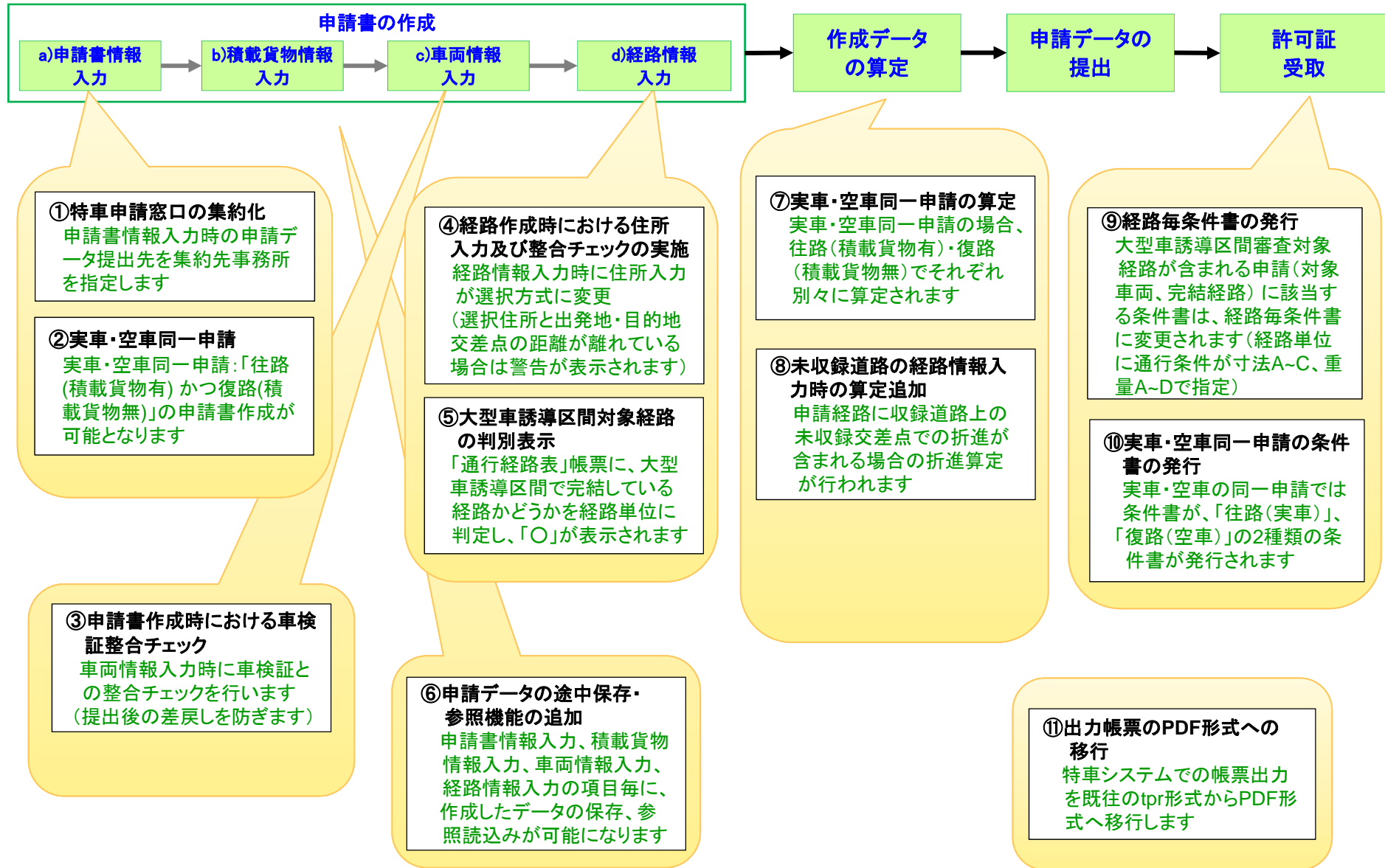
3月27～30日に実施しましたシステム改修以降に、一部の申請書作成において不具合が発生しております。
正常復旧の時期につきましては、4月27日(月)9時から予定しております。(項番1,2,3の一部)日頃より特車システムをご利用の皆様方には大変ご迷惑をお掛けしております。

<特殊車両システムにおける不具合発生事象(2015/4/24現在)>

項番	障害項目	不具合内容
1	実車・空車同一申請の作成不可	<ul style="list-style-type: none">● 特殊車両オンライン申請システムにおいて、実車・空車同一申請を行うための追加機能が使用できません。● 電子申請書作成システム(Ver2015-03)を使用して、実車・空車同一申請とする申請書を作成することは可能ですが、審査窓口にて許可証を発行することができません。 4月27日までは、実車・空車同一申請の作成はお控えいただきますようお願いいたします。 (PRサイト掲載:【システム改修及び道路情報便覧データ更新作業終了のお知らせ(平成27年3月30日)】)
2	申請データの途中保存・参照機能における一部無効化	<ul style="list-style-type: none">● 3月30日から申請データの途中保存・参照機能が利用可能となっておりますが、このうち車両情報入力時における申請車両情報登録メニュー画面の「読み込み」ボタンのみ利用不可の状態となっております。 (PRサイト掲載:【システム改修及び道路情報便覧データ更新作業終了のお知らせ(平成27年3月30日)】)
3	出力帳票における表示の不具合	<ul style="list-style-type: none">● 印刷時に、一部の帳票において表示枠内に収まらない場合が発生しております● 帳票出力時において、申請書の入力情報によって、一定以上の情報量が含まれる場合には、出力エラーとなる場合があります。
4	車検証整合チェック機能の一時利用停止	<ul style="list-style-type: none">● 3月30日から車両情報入力時における車検証情報との照合チェック機能の運用開始を予定しておりましたが、不具合が発見されたため、一時的に車検証チェック機能を停止しております。 <u>※車検証チェック機能の再開時期は6月1日(月)9時からを予定</u> (PRサイト掲載:【車検証チェック機能の一次停止について(平成27年3月31日)】)

※上記を除いた平成27年3月のシステム改修による追加機能については、3月30日(月)からご利用が可能な状態となっております。

(1) システム改修に伴う全体概要



(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

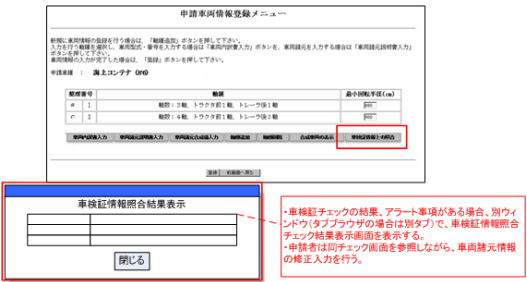
< 申請書の作成時 ① >

No.	項目	改良ポイントと留意事項
①	特車申請窓口の集約化 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ※詳細は操作マニュアルの 3.1.4章 3-18頁を参照 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 平成27年4月1日から特車審査体制の集約化の開始に伴い、提出先窓口事務所が一部統合 集約元事務所※1が発行した許可の更新・変更申請を行う場合は、集約先事務所※2を指定して申請書を作成 窓口集約化に関する更新情報は、PRサイトのお知らせ及び申請支援システムの「提出先窓口指定」画面に掲載
② ⑦	実車・空車同一申請 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ※詳細は操作マニュアルの 3.1.2章 3-4頁を参照 </div>	<ul style="list-style-type: none"> 往復申請で、「往路が実車(積載貨物有)かつ復路が空車(積載物貨物無)」の同一申請を行えるように改修 実車・空車同一申請の申請書を作成する場合には、申請書入力方法選択画面上の該当箇所のチェックボックスにチェックを入れてから、申請書入力又はFD読み込みを実施 (電子申請書作成システムでは、申請書類に関する内容画面で、チェックを入れる) 実車・空車同一申請では、「特殊車両通行許可申請書」帳票の通行区分の欄に、メッセージを表示 <p>※入力方法: ・往路が空車(積載貨物無) ・復路が実車(積載貨物有) の場合は、</p> <p>出発地、目的地を入れ替えて申請経路を作成して下さい。</p>




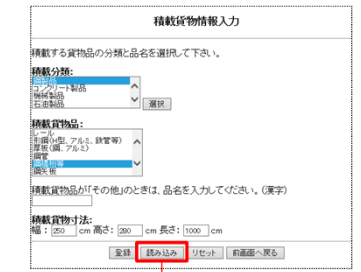
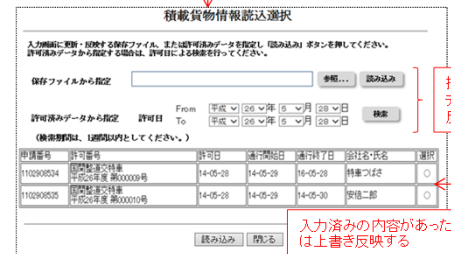
※1:集約元事務所:特車申請の審査を実施しない事務所、※2:集約先事務所:複数事務所の審査を集中的に行う事務所

< 申請書の作成時 ② >

No.	項目	改良ポイントと留意事項
③	<p>申請書作成時における車検証整合チェックの実施 (申請データの事前チェック)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 車両情報入力時にて車両諸元情報入力後の必須チェック項目として「車検証情報との整合」確認ボタンを追加（車検証情報との整合チェックが未実行の場合は、登録ボタンを押下後に、アラートメッセージが表示されますので、必ずチェックを行ってください） ● 申請書の登録データに不備がある場合には、申請書作成情報の登録時に、再度エラーメッセージを表示 <div data-bbox="1435 352 1960 635" style="border: 1px solid red; padding: 5px;">  <p>車検証情報整合結果表示</p> <p>閉じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車検証チェックの結果、アラート事項がある場合、別ウィンドウ(タブブラウザの場合は別タブ)で、車検証情報整合チェック結果表示画面を表示する。 ・申請者は同チェック画面を参照しながら、車両諸元情報の修正入力を行う。 </div> <div data-bbox="651 703 1960 959" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>【留意事項】</p> <p>有効期間満了日、幅、高さ、車両自重、乗車定員、最大積載量、軸重、車両総重量、第5輪荷重等については、車検証と違う入力をした場合に差し戻しとなる場合があります。</p> <p>車検証の記載ミスや緩和処置等の備考欄への記載等について、システムで判断できない場合もありますので、車検証の記載内容と入力事項に間違いが無く、車検証チェックで不備があるとメッセージ表示される場合は、特車運用事務局へお問い合わせ願います。</p> </div>
④	<p>経路作成時における住所入力及び整合チェックの実施</p> <div data-bbox="315 1198 602 1270" style="border: 1px solid blue; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>※詳細は操作マニュアルの3.5.1章 3-83頁を参照</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 経路情報入力時（デジタル地図入力／交差点番号入力）において、住所入力を選択式に変更 ● 出発地住所と開始交差点、目的地住所と終了交差点の距離が1km以上離れている場合は、警告を表示（電子申請書作成システムで作成する場合は、本機能は利用できません）

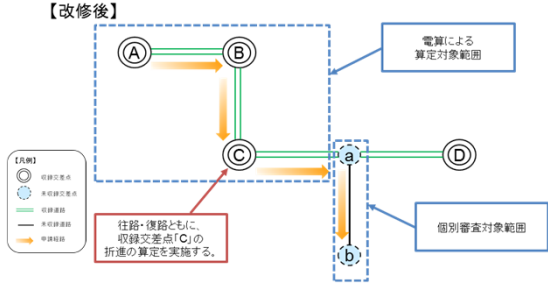
(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

<申請書の作成時 ③>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
⑤	<p>大型車誘導区間対象経路の判別表示</p> <p>帳票：「通行経路表」</p> <p>※詳細は操作マニュアルの10.5.5章 10-33頁を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 申請書作成時、簡易算定時に出力される通行経路表の大型車誘導区間の完結有無の表示が、経路単位の表示に変更 <p>通行経路表</p>  <p>経路番号1の区間について、大型車誘導区間以外が含まれていることを示す。</p> <p>経路番号2の区間について、大型車誘導区間で完結していることを示す。</p> <p>※詳細は操作マニュアルの10.5.5章 10-33頁を参照</p> <p>既往システムでは全ての経路が大型車誘導区間完結経路である場合に○を表示</p>
⑥	<p>申請データの途中保存・参照機能の追加</p> <p>※詳細は操作マニュアルの3.7章 3-99頁を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行システムでは申請書情報、積載貨物情報、車両情報、経路情報が全て入力されている状態での保存のみを対象としていたが、改修後は入力途中であっても保存することが可能 途中保存したデータ (binファイル) 及び過去に許可されたデータ (tkoファイル) から申請書情報、積載貨物情報、車両情報、経路情報の各項目毎にデータを参照して、入力データの読み込み (再利用) が可能 (各入力画面上に、「読み込み」ボタンを追加) 読み込み時は各パート毎の登録データを全て参照するため、複数登録データがある場合には、読み込み後に不要なデータは削除する必要があります <p>※保存先は、ご利用のパソコンの中となりますので、判別可能なファイル名を付けて保存してください</p> <p>積載貨物情報入力</p>  <p>積載貨物情報読込選択</p>  <p>指定した過去の申請データを入力画面に反映する</p> <p>入力済みの内容があった場合は上書き反映する</p>

(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

<作成データの算定(簡易算定)時>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
⑧	未収録道路の経路情報入力時の算定追加	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請経路に収録道路上の未収録交差点での折進が含まれる場合、該当の未収録交差点の直前の収録交差点における折進の算定は、現行システムでは実施されていなかったが、改修後は実施される ● 改修前後で、同一の作成経路であっても、従前と異なる通行条件となる場合がある <div data-bbox="1429 363 1975 651" style="float: right; margin-top: 10px;"> <p>【改修後】</p>  </div>

(2) システム改修の改良ポイントと留意事項

<許可証受取時>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
⑨	経路毎条件書の発行	<ul style="list-style-type: none"> 申請書の車両・経路の条件によって、出力帳票が変更（下表の帳票出力パターンを参照） 大型車誘導区間審査対象申請（対象車両、完結経路）である場合、条件書の通行条件が、記述の形式から、「条件書（経路毎）」の表形式で発行（※経路単位の審査結果に変更） 寸法A~C、重量A~Dの表示に変更となるため、「通行条件の区分」の説明帳票を確認する 実車・空車の同一申請である場合、条件書を「条件書（往路）」、「条件書（復路）」の2種類を発行（※往路、復路で審査結果は異なる） 走行時には発行された条件書をすべて携行する
⑩	実車・空車同一申請の条件書の発行	

条件書(経路毎)

一部の経路が大型車誘導区間で完結する申請

区分	経路	区間	重量	寸法	備考	
1	往路	B	B	B	000~2400	
2	往路	B	B	B	000~2400	条件書(往路)も参照の上
3	往路	C	C	C	000~2400	
4	往路	C	C	C	000~2400	条件書(往路)も参照の上
5	往路	C	C	C	000~2400	
6	往路	D	D	D	2100~4000	
7	往路	D	D	D	2100~4000	条件書(往路)も参照の上
8	往路	C	B	B	000~2400	
9	往路	C	B	B	000~2400	条件書(往路)も参照の上
10	往路	C	B	B	000~2400	
11	往路	C	B	B	000~2400	条件書(往路)も参照の上
12	往路	B	B	B	000~2400	
13	往路	B	B	B	000~2400	条件書(往路)も参照の上

改良ポイントと留意事項

パターン	車両・経路の条件		出力帳票					
	車両	経路	経路毎条件書 通行条件区分の説明	現行条件書	現行条件書 (往路)	現行条件書 (復路)	通行の際の 留意事項	
1	大型車誘導区間 対象車両	全ての経路が 大型車誘導区間で完結	実車・空車同一申請 なし	○			○	
2			実車・空車同一申請 あり	○			○	
3			一部の経路が 大型車誘導区間で完結	実車・空車同一申請 なし	○	○		○
4				実車・空車同一申請 あり	○	○		○
5			経路が大型車誘導区間で 完結しない	実車・空車同一申請 なし	○			○
6				実車・空車同一申請 あり	○			○
7	大型車誘導区間 対象車両以外	全ての経路が 大型車誘導区間で完結	実車・空車同一申請 あり	○			○	
8			実車・空車同一申請 あり	○			○	
9			一部の経路が 大型車誘導区間で完結	実車・空車同一申請 なし	○	○		○
10				実車・空車同一申請 あり	○	○		○
11			経路が大型車誘導区間で 完結しない	実車・空車同一申請 なし	○			○
12				実車・空車同一申請 あり	○	○		○

通行条件の区分

区分	記号	内容
A	重量に関する条件	寸法に関する条件
B	通行禁止の特別の条件を付さない	通行禁止の特別の条件を付さない
C	通行禁止および通行禁止条件とする	通行条件とする
D	通行禁止および通行禁止条件とする	通行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする

特殊車両通行 許可証 申請書 (新規)

申請書(往路)

申請書(復路)

申請書(往路)と申請書(復路)の両方を提出する必要がある。

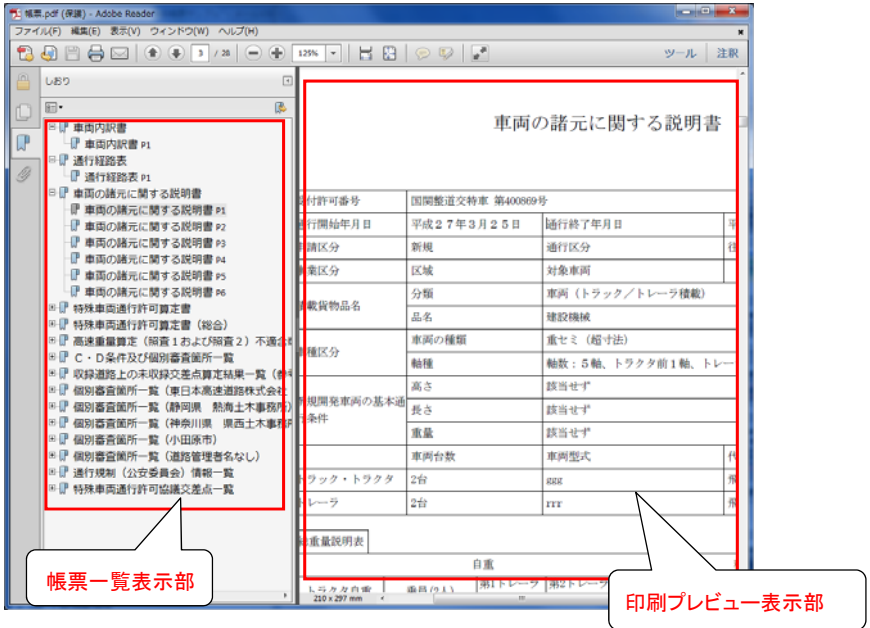
条件書(往路)

条件書(復路)

申請書(往路)と申請書(復路)の両方を提出する必要がある。

<その他全般>

No.	項目	改良ポイントと留意事項
⑪	出力帳票をPDF形式へ移行	<ul style="list-style-type: none"> ● 特車システムの出力帳票を、これまでのtpr形式からPDF形式に移行 ● PDFファイルの帳票単位の印刷は、Acrobat Readerのしおり機能を用いて従前通りの選択印刷が可能 ● 特車システムを利用しているパソコンに、Acrobat Reader (Ver8.0以上を推奨)がインストールされていることが必要



帳票一覧表示部

印刷プレビュー表示部

【留意事項】
 PDFファイルが出力エラーとなり参照できない場合には、申請したbinデータの特車運用事務局へ送付して下さい。
 送付方法については、本資料(4) その他(PDFエラー時の対処)の項を参照願います。

※詳細は操作マニュアルの10.1章 10-1頁を参照

(3) その他（スケジュール）

※1 システム改修に伴う操作マニュアルの改訂版をPRサイトのダウンロードページより、4/22(水)17時から先行して提供開始

※2 不具合事項に対する修正作業のため、特車システムを停止致します。

<メンテナンス作業を行う時間>

・平成27年4月25日(土) 9時00分 ~ 4月27日(月) 9時00分

<停止する機能>

- ・申請データの作成
- ・申請データの送信
- ・申請状況照会メニュー画面の閲覧
- ・許可証のダウンロード

(4) その他 (PDFファイルエラー時の対処)

PDFファイルがエラーとなり、参照できない場合の対処方法について

※1. 特車運用事務局宛に、申請データをメールにて送付願います。

送付先: info@tokusya.net

メール送付内容

メール表題: PDF帳票について

メール内容: 差出人住所、氏名(企業の場合は、部署名もお願いいたします)
差出人電話番号(連絡先)

※ その他メッセージがあれば記載頂いても問題ありません。

添付ファイル: xxxxxxxxxxxx.bin又はxxxxxxxxxxxx.tks(申請データ)
(zip等、圧縮して頂いても結構です。)

※2. 提出して頂いたbinファイル(tksファイル)を特車運用事務局で確認後、ご連絡いたします。
その他、本件についてのご相談は、以下、特車運用事務局へ連絡願います。

特車運用事務局 Tel:048-601-3223